

社会保険・労働保険の保険料納付に関する比較表

厚生労働省
(平成24年3月現在)

	国民年金		厚生年金保険		健康保険		労災保険		雇用保険			
	国	国	国	国	全国健康保険協会 (保険料の徴収は国(日本年金機構)が行う。)	健保組合	国	国	国	国		
①運営主体												
②対象	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者、学生等(第1号被保険者) ※ 任意加入制度もある。 	<p>【対象事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国又は法人の事業所であつて常時従業員を使用するもの ・常時5人以上の従業員を使用する事業所(農林・サービス等を除く。) <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用事業所に使用される者 ※ 雇用期間、労働時間等により適用除外となる者がいる。 	<p>【対象事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の標準報酬月額(及び標準賞与額) × 保険料率 <p>【厚生年金保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率は、16.412%(平成23年9月から平成24年8月までの一般保険料) <p>【健康保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率は、全国健康保険協会の都道府県支部ごと、健保組合ごとに異なる。(全国健康保険協会の保険料率については、全国平均で9.5%(平成23年度)) ※ 「標準報酬月額」とは、被保険者の報酬額を等級に区分したものの。 	<p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種を問わず労働者を使用する事業(5人未満の個人経営の農業等を除く。) <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用事業所に雇用される労働者 ※ 雇用保険については、雇用期間、労働時間等により適用除外となる者がいる。 	<p>③保険料額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15,020円(月額)(平成23年度) ※ 多段階免除制度がある。 	<p>④負担割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額本人負担 	<p>⑤納付義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者本人 ※ 世帯主及び配偶者にも連帯納付義務がある。 	<p>⑥納付回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年12回(毎月1回) ※ まとめて納付も可能 	<p>⑦納付方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構から送付される納付書により金融機関の窓口、コンビニエンスストア等で納付 ・金融機関の口座振替、クレジットカード会社を通して納付 	<p>⑧保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額事業主負担 ※ 事業主は、被保険者の賃金から被保険者の負担すべき保険料を控除することができる。 	<p>⑨納付回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回 ※ 延納制度あり(最大年3回まで) 	<p>⑩納付方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の申告に併せて、国から送付される納付書により金融機関の窓口等で納付 ・金融機関の口座振替による納付

保険料

社会保険・労働保険の保険料納付に関する比較表

厚生労働省
(平成24年3月現在)

	国民健康保険		後期高齢者医療	介護保険
	市町村	国保組合	後期高齢者医療広域連合	市町村
①運営主体	市町村	国保組合	後期高齢者医療広域連合	市町村
②対象	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村に住所を有し、他の公的医療保険に加入していない者 	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同種の事業又は業種に従事する者で当該組合の地域内に住所を有する者及びその世帯に属する者 	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者 一定程度の障害の状態にある旨の認定を受けた65歳以上75歳未満の者も対象 	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者) <ul style="list-style-type: none"> 市町村に住所を有する65歳以上の者 第2号被保険者) <ul style="list-style-type: none"> 市町村に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者
③保険料額	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村が決定 <p>※ 以下の組合せにより決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得割保険料(①基礎控除のみ控除後の総所得金額等、②各種控除後の総所得金額等、③住民税額、のいずれかに基づく) 資産割保険料(固定資産税額に基づく) 被保険者均等割保険料 世帯割保険料 	<ul style="list-style-type: none"> 各組合が決定 	<ul style="list-style-type: none"> 各広域連合が決定 <p>※ 以下の組合せにより決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得割保険料(基礎控除のみ控除後の総所得金額等に基づく) 被保険者均等割保険料 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村が決定 <p>※ 所得段階別定額方式(合計所得金額、公的年金等収入金額及び本人と世帯員全員の市町村民税課税の有無により決定する。)</p> <p>※ 第2号被保険者は医療保険者が決定。</p>
④負担割合	<ul style="list-style-type: none"> 全額本人負担 	<ul style="list-style-type: none"> 全額本人負担 	<ul style="list-style-type: none"> 全額本人負担 	<ul style="list-style-type: none"> 全額本人負担 ※ 第2号被保険者は医療保険者の負担割合と同様
⑦納付義務者	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主 	<ul style="list-style-type: none"> 組合員 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者本人 ※ 世帯主及び配偶者にも連帯納付義務がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者 ※ 第2号被保険者は医療保険者
⑧納付回数	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村が決定 	<ul style="list-style-type: none"> 各組合が決定 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村が決定 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村が決定 ※ 第2号被保険者は医療保険者が決定
⑨納付方法	<ul style="list-style-type: none"> 年金からの特別徴収 普通徴収(市町村から送付される納付書により金融機関の窓口等で納付又は口座振替) 	<ul style="list-style-type: none"> 各組合が決定 	<ul style="list-style-type: none"> 年金からの特別徴収 普通徴収(市町村から送付される納付書により金融機関の窓口等で納付又は口座振替) 	<ul style="list-style-type: none"> 年金からの特別徴収 普通徴収(市町村から送付される納付書により金融機関の窓口等で納付又は口座振替) <p>※ 第2号被保険者は医療保険者と同様</p>
保険料				